

2

同

通信委員

同

建設委員

同

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

同日議長において、左の特別委員の補欠選任を許可した。

中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案可決報告書	金融機関の合併及び転換に関する法律案可決報告書	運輸省設置法の一部を改正する法律案可決報告書
戦傷病者喪失者遺族等援護法等の一部を改正する法律案可決報告書	核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案可決報告書	競馬法の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百六十七年の国際労働機関第五十一回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。	刑法の一部を改正する法律案可決報告書	刑法の一部を改正する法律案可決報告書
同日内閣を経由して土地調整委員会委員長から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭和四十二年土地調整委員会年次報告書を受領した。	本日内閣を経由して土地調整委員会委員長から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭和四十二年土地調整委員会年次報告書を受領した。	本日内閣を経由して土地調整委員会委員長から、土地調整委員会設置法第十九条の規定に基づく昭和四十二年土地調整委員会年次報告書を受領した。
沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案可決報告書	沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案可決報告書	沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案可決報告書
本日委員長から左の報告書が提出された。	本日委員長から左の報告書が提出された。	本日委員長から左の報告書が提出された。
大矢正君から、頻発する炭鉱災害に関する緊急質問が提出されております。	大矢正君から、頻発する炭鉱災害に関する緊急質問が提出されております。	大矢正君から、頻発する炭鉱災害に関する緊急質問が提出されております。
大矢正君から、頻発する炭鉱災害に関する緊急質問が提出されておりません。	大矢正君から、頻発する炭鉱災害に関する緊急質問が提出されておりません。	大矢正君から、頻発する炭鉱災害に関する緊急質問が提出されておりません。
○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。	○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。	○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
この際、おはかりいたします。	この際、おはかりいたします。	この際、おはかりいたします。
大矢正君から、頻発する炭鉱災害に関する緊急質問が提出されておりません。	大矢正君から、頻発する炭鉱災害に関する緊急質問が提出されておりません。	大矢正君から、頻発する炭鉱災害に関する緊急質問が提出されておりません。
○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。大矢正君。	○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。大矢正君。	○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。大矢正君。
〔大矢正君登壇 拝手〕	〔大矢正君登壇 拝手〕	〔大矢正君登壇 拝手〕

○大矢正君 私は、社会党を代表し、最近の統發する炭鉱災害、特に去る十二日夕刻発生し、すでに六人の遺体を收容、残る七人の生存もほぼ絶望と見られ、遺族と関係者に不安と悲しみをもたらす。石炭産業の将来に重大な影響を及ぼした美唄炭礦の災害について、総理並びに関係各大臣に、以下若干の質問を行ないます。

質問に先立ち、このたびの災害によつて殉職された六名の方々の御冥福と、未確認のまま今日に至つている七名の方々の存命を祈り、すみやかな救出に關係者の努力を期待いたしたいと思います。

このたび発生した美唄炭礦の災害は、事故が休日のできごとであつたため、不幸中の幸いといつても、かりに平日の作業中に起つていても、この災害の重複に拡大しないで済みました。しかし、この事実が、かりに過去の三池炭鉱の災害ほど大きな規模に拡大しないで済みましたが、しかし、この事実が、かりに平日の作業中に起つていても、この災害の重複を指摘しないわけにはまいりません。

故が、かりに平日の作業中に起つていても、この災害の重複を指摘しないわけにはまいりません。

美唄炭礦は、御存じのとおり去る一月二十日にも方ス爆発を起こし、十六名のとうとい生命を奪つて間もない炭鉱であります。わずか四ヵ月足らずの間に二度も重大災害を引き起こし、多数の殉職者を出すに至つたことはまことに遺憾であります。

最近の炭鉱災害の傾向を見ますると、短期間に重大災害を連続して起こす例が非常に多くなつております。これは事故を起こしたことによつて生じた出炭の減少と、その損失をすみやかに挽回しようとする経営者のあせりと、経営者をそのようになさせている資本主義的な石炭企業の構造上の矛盾によるものであります。

本年に入つてからのおもな炭鉱災害を拾うと、一月の美唄炭礦のガス爆発、同じく一月の太平洋炭礦の落盤事故、二月の大夕張炭礦におけるガス爆発、五月に入つての雄別炭礦の落盤事故、そしてこのたびの美唄事故と、すでに六件の重大災害を記録し、今回の美唄事故を除いても、殉職者九十六名を数えるに至つております。

また、昨年一ヵ年の災害は、件数で三万七千八百五十八件、死亡者二百四十八名、重傷者一万七千二百九十三名、軽傷者二万八百九十三名、炭鉱で働いている者三・七人のうち一人が一年間に一度はけがをするといふ驚べき結果となつております。所管官庁である通産省は、死亡者、罹災者の数は逐年減少の傾向にあると説明をしておりますが、山の数と在籍人員の減少を考えあわせるとき、むしろ事故と罹災者は増加の傾向にさえあると思われるのであります。

なぜ炭鉱災害は統發するのか、どうして災害を防止することができるのか、これが今日の炭鉱で働く者の最大の疑問であり、悩みと苦しみであります。

炭鉱の災害について、本院が本会議で質疑を行なうのは、四十年四月以来三年ぶりのことであります。三年の間にも数多くの災害が発生し、その災害はとうとい生命を容赦なく奪つてしまいました。私は、四十年二月、本院で行なつた炭鉱災害に關しての私の質問に対する総理の答弁とその決意の披瀝をいまでも忘れません。「人間尊重なく防衛することができないのか、これが今日の炭鉱で働く者の最大の疑問であり、悩みと苦しみであります。

炭鉱の災害について、本院が本会議で質疑を行なうのは、四十年四月以来三年ぶりのことであります。三年の間にも数多くの災害が発生し、その災害はとうとい生命を容赦なく奪つてしまいました。私は、四十年二月、本院で行なつた炭鉱災害に關しての私の質問に対する総理の答弁とその決意の披瀝をいまでも忘れません。「人間尊重なく防衛することができないのか、これが今日の炭鉱で働く者の最大の疑問であり、悩みと苦しみであります。

十六名を数えるに至つております。

また、昨年一ヵ年の災害は、件数で三万七千八百五十八件、死亡者二百四十八名、重傷者一万七千二百九十三名、軽傷者二万八百九十三名、炭鉱で働いている者三・七人のうち一人が一年間に一度はけがをするといふ驚べき結果となつております。所管官庁である通産省は、死亡者、罹災者の数は逐年減少の傾向にあると説明をしておりますが、山の数と在籍人員の減少を考えあわせるとき、むしろ事故と罹災者は増加の傾向にさえあると思われるのであります。

○大矢正君 私は、保安確保、人命尊重についての私の質問に対する総理の答弁であります。私は、せつかくの総理の決意の表明であるから、不安を抱きながらも期待をして見ていたのであります。しかし、三年たつた今日、炭鉱の労働者に与えられたものは、低賃金と合理化による労働強化、そして命と石炭産業を考えるという人間尊重の決意は一体どうなつてゐるのか、また、どのよくな実効ある措置をとつたのか、総理の責任ある御答弁をいただきたいのであります。

炭鉱災害はなぜ統發するのか、これは今までの政府の施策が、精神的な意味も含めて、単に災

害が起らざることを期待するという限度にとどまり、積極的に石炭産業の構造的な問題と取り組まなかつたことに、その原因を求めることができることであります。總理は最近の会議において、石炭産業のこれからの方に対し、從来どおり經營は私企業にまかせることが望ましい旨表明されております。しかし、今日の石炭産業は、その經營を私企業にゆだねる限り、人命尊重の精神を貫くことはできません。

石炭産業は他産業と異なり、老朽化が激しく、常に若返りをはからなければなりません。坑道は年とともに延長し、深くなり、ある炭鉱のことには、坑道の延長実に八万メートルに及んでおりまます。若返りのため立て坑をおろすにしても、多額の資金が必要であり、今日の石炭産業はその負担に耐えられません。若返りができないから、長い坑道を維持する。長い坑道は、人手不足と重なって事故の大きな原因ともなつております。

今日石炭産業がかかるべき最大の悩みは、労働力の不足であります。労働力をなぜ確保できないのか、それは、数多い分割された企業では、保安、資金、鉱区等、十分な配慮がなされないため、事故の続発、低賃金と労働強化がついて回り、働く者に魅力を与えないからであります。この際、政府は従來の石炭産業の私企業による經營を断念して、国家的な立場において經營すべきではないかと思うのであります。この間の考案を承りたいのであります。

次に、お尋ねをいたしたい点は、ただいま進められている石炭鉱業審議会の石炭政策の再検討と安全確保の關係、特に石炭対策の中における保安の位置づけについてであります。

先ほど来、私は、石炭産業が内包する欠陥と悩みの最大のものは、労働力の確保であり、その確保が困難な理由の第一は、生命への不安があることを指摘いたしました。そこで、今日、石炭産業の危機を救い、その自立を達成するために最も必要な石炭政策の柱は、保安の確保でなければなり

ません。石炭政策の再検討を進めている政府として、安全の確保に、どのような態度と考え方を持ておられるか、お答えを願いたいのであります。

このたびの美唄炭礦の災害は、異常な盤圧によ

る規模の大盤ふくれと崩落であります。坑内火災といふものも、これに付随いたして起きました。だが、この二つの事故の同時発生であります。そこで、たとえ異常な盤圧による落盤等があつたとしても、坑内火災が起らざる限り、あ

のようない重大な災害には発展しなかつたと思うの

であります。そこでお尋ねしたいことは、この種の事故は不可抗力のもののか、それとも予知できることであり、防止対策を立てるによい範疇のもののかどうか、ということであります。

事故発生後、責任の者がれる意味で山はねといわれて重大であります。すでに美唄炭礦では、二月にも同種の事故があり、もし不可抗力であるといふことになると、事故が起こることを前提としないわけば、採掘ができないことになります。

そこで、この際、通産大臣から明確にお答えをいただきなければならないのは、現地における藤井政務次官の発言であります。藤井政務次官は、なぜよろとしたいたしますれば、その責任はき

らめで重大であります。すでに美唄炭礦では、二月にも同種の事故があり、もし不可抗力であるといふことになると、事故が起こることを前提としないわけば、採掘ができないことになります。

そこで、この際、通産大臣から明確にお答えをいただきなければならないのは、現地における藤井政務次官の発言であります。藤井政務次官は、なぜよろとしたいたしますれば、その責任はき

らめで重大であります。すでに美唄炭礦では、二月にも同種の事故があり、もし不可抗力であるといふことになると、事故が起こることを前提としないわけば、採掘ができないことになります。

そこで、この際、通産大臣から明確にお答えをいただきなければならないのは、現地における藤井政務次官の発言であります。藤井政務次官は、なぜよろとしたいたしますれば、その責任はき

らめで重大であります。すでに美唄炭礦では、二月にも同種の事故があり、もし不可抗力であるといふことになると、事故が起こることを前提としないわけば、採掘ができないことになります。

そこで、この際、通産大臣から明確にお答えをいただきなければならないのは、現地における藤井政務次官の発言であります。藤井政務次官は、なぜよろとしたいたしますれば、その責任はき

ざいます。私は、かねてから、人命尊重を政治の基本姿勢とし、基本理念とし、そしてこの問題を取り組んでまいりました。したがいまして、鉱山災害ばかりではございません。各種災害等の発生につきまして万全の努力をいたしまして、これが防止につとめてまいったのでござります。しかしながら、最近は引き続いて大きな事故といわれるようなものはないにいたしました。中以下の事故が引き続いて次々に起つておられます。そうして、ただいま御指摘のような、年間を通すれば多数の人命を損傷しております。私どもの努力にもかかわらず、かよくな事故があとを断たないことはまさに私は残念に思ひ、さらにもこの上とも一その努力をしなければならない、かように決意するものでございます。

そこで、石炭産業の災害防止について考えてみますすると、お話をもありましたように、最近、石炭産業はその自然条件がたいへん悪化しております。

そこで、石炭産業の災害防止について考えてみますし、また、労働力の不足等も出ております。たゞいま経営面におきましては、たいへん困難な事

態に遭遇しておりますと存ります。そこで、政府は、これらのことを考えまして、鉱業労働災害防止基本計画、これを樹立する、さような意味で、各機関の協力を得て、ただいま防災基本計画を整備中でございます。

私どもが申し上げるまでもなく、この石炭鉱業において最も必要なことは保安施設の整備にある、保安監督官の強化にある、かように考

えます、また、保安教育の普及徹底も期さねばならない、かように思ひます。どこまで

も、その産業——その産業は大事な産業でござりますが、第一、保安の点において安全が確保されなければその産業の強化ははがれないと思ひます。私は、石炭産業が経営困難であればあるだけ、一そな事故が起らぬないようにしてこそ、初めて経営がペイするのではないかと思ひます。多數の犠牲者を出し、そしてその補充あるいはまた出戻等についてさらに力を入れようとした

(号外) 報官

しましても、保安設備が不十分であれば、だれも安心してその職場につくことはないし、また、毎日毎日生産にいそしむことはできないと思います。さような意味におきまして、生産の基盤、基礎といたしましては、どうしても保安第一、そちらして安全第一でなければならぬ、かように思ひます。この点は、私企業におきましても、当然企業經營者がその点に思いをいたさなければならぬと、私はかように思いますので、私企業だから災害が避けられないんだというような考え方でなしに、私企業であればこそ、一そなその安全を確保して、そして従業者の協力を積極的に求めるようし、今日の困難な状態を打破していかなければならない、かように私は思うのであります。それは、さよりに私は思うのであります。その意味におきまして、ただいま石炭鉱業審議会におきましては、今後の經營形態はいかにあるべきかということで、いろいろ審議いたしておる最中であります。私自身は、いわゆる私企業だと、こらいう形におきましてこの話をしておるわけではあります。どちらが望ましいかといえば私企業が望ましい、かよう年にただいま安定策についてせつかく諸閑中でござりますから、私の意見はできるだけ発表することを差し控えたいと思います。鉱業審議会におきまして、最も適した方法をひととおり検討されまして、かかる上で、この諸閑にこたえていただきたいと思います。で、私は、その場合におきまして、保安の位置づけ、これは申すまでな条件でありますから、この保安の問題については、基礎的基本的な問題としてこの問題を取り上げる、かようにあるべきものだと、かよくなと思っております。

また、保安行政のあり方でありますと、私は、この生産行政と保安行政というものが、ただいま申上げますように、保安は生産の基礎だと、かよに考えますと、一体不可分の関係にあることが望ましい姿でございます。したがいま

見がございました——お尋ねがございました。それは所管大臣からお答えさることにいたしました。(拍手)

〔国務大臣権名悦三郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 今回の美唄炭礦の事

故発生直後、藤井政務次官が团长となりまして現地調査にまかり出ましたのでござりますが、その記者会見で、その原因について言及したようですが、必ずしも今日の段階において、その原因が究明されておらないのでござります。ガス爆発のおそれがございましたので、坑内に入つて、なお十分の調査をすることができない、そのため原因の究明がおくれておることは、まことに申しわけないと存じますが、今後できるだけ

なお、藤井政務次官が、この記者会見で、美唄閉山の方向に指導するのもやむを得ないといふことを示唆したかのごとき新聞報道が伝わつたところ、決してさような言辞をいたした覚え

たところ、当人についてこれをただお思ひたのであります。しかし、それにつきましては、先ほど来言わなかったところ、決してさような言辞をいたした覚

て、この問題に対処していかなければならぬといふような点を申しておるのでございまして、何かの誤報であつた。そのためには、だいぶ現地に不安の念を抱かしたことにつきましては、まさに遺憾に存じております。むしろ、私は、今後とも、

この原因究明のために努力を続けるとともに、同炭鉱は月産八万数百トンを出しておるのであります。この問題に対する命令なども、もっとその勧告権を活用して、保安確保に万全を期するとともに、同炭鉱の

閉山の意向は、監督官厅としては持つておりませんが、必ずしも今日の段階において、その原因が究明されておらないのでござります。ガス爆発のおそれがございましたので、坑内に入つて、なお十分の調査をすることができない、そのため原因の究明がおくれておることは、まことに申しわけないと存じますが、今後できるだけ

なお、藤井政務次官が、この記者会見で、美唄閉山の方向に指導するのもやむを得ないといふことを示唆したかのごとき新聞報道が伝わつた、通産大臣あるいは鉱山保安局長に対します勧告については、必要のつどこれを行なつております。現在までに、五回の勧告を行なつておるのですが、最近におきましては、昨年十一月八日、三井鉱山三川鉱の再度の災害の発生に際して、安全衛生局長名で、鉱山の最高幹部自身が身をもつて鉱山保安を徹底して行なうべき旨をお

もな内容とする勧告を行なわしめたところでござります。今回の災害につきましては、原因も十分究明されておりませんので、なお検討を要すると考えます。が、今後とも、必要と考えまする場合には、勧告の制度を十分に活用してまいりたいと存じます。

炭鉱災害のみならず、労働災害をこうむった労働者並びに遺家族の方に対しましては、あとう限り手厚い保護をするよう、努力しておるところでござります。このため、昭和四十年には労災保険法を改正いたしまして、遺族補償の年金化を含みます給付の改善をばかたたところでございます。さらに、近く労災保険審議会において、制度の改善について御審議を願う予定でござります。

このたびの美唄炭礦の事故につきましては、遺憾ながらまだ救出の完了を見ておりませんけれども、労働省としては、必要な場合には、昨年制定されました「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法」によりまして必要な措置を行ないますほか、労災医療機関の十分な活用によりまして、被災者の療養並びに援護の万全を期することとする所存でござります。

また、不幸にして災害の犠牲となられた方々の遺族の就職対策につきましては、会社をはじめ、関係方面と連携をとりまして必要な措置を講じて、安定せる職場を確保するため、特別の求人開拓、職業訓練の実施、職業転換給付制度の活用を行ないまして、就職あつせんに万全を期しておりますところでござります。(拍手)

○謹長(重宗雄三君) 日程第一、清掃施設整備緊急措置法案。
日程第二、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案。
(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議

ございませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○謹長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長山本伊三郎君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

【審査報告書は都合により追録に掲載】

右の内閣提案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十三年四月二十六日

参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 石井光次郎

清掃施設整備緊急措置法案
清掃施設整備緊急措置法案

清掃施設整備緊急措置法案
清掃施設整備緊急措置法

置又は改築に關する事業をいう。

2 清掃施設に係る災害復旧事業は、前項第二号及び第三号の規定にかかるわらず、屎尿処理施設整備事業又はごみ処理施設整備事業に含まれないものとする。

第三条 厚生大臣は、昭和四十二年度以降の五箇年間における屎尿の処理に関する計画(以下「屎尿処理五箇年計画」という。)及び昭和四十一年度以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備事業の計画(以下「ごみ処理施設整備五箇年計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めるにあればならない。

2 屎尿処理五箇年計画には、屎尿の処理に関する基本的な事項のほか、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

1 五箇年間に行なうべき屎尿処理施設整備事業の量
2 五箇年間に行なうべき屎尿処理施設整備事業の実施の目標
3 ごみ処理施設整備五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

1 五箇年間に行なうべきごみ処理施設整備事業の実施の目標
2 五箇年間に行なうべきごみ処理施設整備事業の量

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 生活環境施設整備緊急措置法(昭和三十八年法律第百八十三号)は、廢止する。

3 下水道整備緊急措置法の一項を次のよう改正する。

3 第三条第三項中「(昭和四十二年法律第二号)」を「(昭和四十三年法律第一号)」に改める。

4 厚生大臣は、第一項の規定により屎尿処理五箇年計画の案を作成しようとするときは、屎尿の処理と下水道の整備との総合的な効果を確保するため、あらかじめ、建設大臣と協議し、下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十号)第三条第一項に規定する下水道整備五箇年計画との相互調整を図らなければならぬ。

5 厚生大臣は、第一項の規定により屎尿処理五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官と協議しなければならない。

があつたときは、混雑なく、屎尿処理五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を公表しなければならない。

7 第一項及び第三項の規定は、屎尿処理五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画を変更しよろととする場合について準用する。

(五箇年計画)

(五箇年計画の実施)

第四条 政府は、屎尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、屎尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画に即して、清掃施設の緊急かつ計画的な整備を行なう等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 生活環境施設整備緊急措置法(昭和三十八年法律第百八十三号)は、廢止する。

3 下水道整備緊急措置法の一項を次のよう改正する。

3 第三条第三項中「(昭和四十二年法律第二号)」を「(昭和四十三年法律第一号)」に改める。

4 厚生大臣は、第一項の規定により屎尿処理五箇年計画の案を作成しようとするときは、屎尿の処理と下水道の整備との総合的な効果を確保するため、あらかじめ、建設大臣と協議し、下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十号)第三条第一項に規定する下水道整備五箇年計画との相互調整を図らなければならぬ。

5 厚生大臣は、第一項の規定により屎尿処理五箇年計画又はごみ処理施設整備五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済企画庁長官と協議しなければならない。

6 厚生大臣は、第一項の規定による開設の決定

第一條 この法律において、次の各号に定めるところによる。

第二条 この法律において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 清掃施設 清掃法(昭和二十九年法律第七十一号)第四条に規定する特別清掃地域において排出された屎尿又はごみを処理するために市町村(特別区の存する区域にあつては、都)が設置する施設であつて、公共下水道以外のものをいう。

二 尿尿処理施設 整備事業 前号に規定する施設のうち、屎尿を処理するための施設の設置又は改築に關する事業をいう。

三 ごみ処理施設 整備事業 第一号に規定する施設のうち、ごみを処理するための施設の設

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年五月十日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

(小字及び は衆議院修正)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「二十二日」を「二十三日」に改める。

第八条第一項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
特 別 項 症	第一項症の年金額に二〇三、〇〇〇円以内の額を加えた額
第一項症	四〇六、〇〇〇円
第二項症	三二九、〇〇〇円
第三項症	二六四、〇〇〇円
第四項症	一九九、〇〇〇円
第五項症	一五四、〇〇〇円
第六項症	一一八、〇〇〇円
第一款症	一〇七、〇〇〇円
第二款症	九七、〇〇〇円
第三款症	七四、〇〇〇円

七十歳以上の方に係る第一款症及び第三款症の年金額は、それぞれ一〇二、〇〇〇円及び七七、〇〇〇円とする。

第八条第三項の表を次のように改める。

不具廃疾の程度	年 金 額
第一款症	四一、〇〇〇円
第二款症	三四一、〇〇〇円
第三款症	二九二、〇〇〇円
第八条第六項の表を次のように改める。	
第一款症	二八七、七〇〇円
第二款症	二三八、七〇〇円
第三款症	二〇四、四〇〇円

第二十六条第一項第一号中「十万二千円」を「十一万一千円」に、「十一万一千円、七十歳以上の者については十一万九千円」を「十一万九千円、七十歳以上の者については十二万五千五百円」に改め、同条第二項第一号中「七万一千四百円」を「七万七千七百円」に、「七万七千七百円、七十歳以上の者については八万三千三百円」を「八万三千三百円、七十歳以上の者については八万七千八百五十円」に改める。

(未帰還者家族等援護法の一部改正)
第二条 未帰還者家族等援護法(昭和二十八年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「八千五百円」を「九千二百五十五円」に改め、同条第二項中「八千五百円」を「九

千二百五十円」に、「九千二百五十円」と、七十歳以上の者であるときは「九千九百二十円」を「九千九百二十円」と、七十歳以上の者であるときは「一万四百六十円」に改める。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)
第三条 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「二十二日」を「二十三日」に改める。

第十八条第二項中「三千四百円」を「三千六百円」に改める。

附 則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行

第一款症	七四、九〇〇円
第二款症	六七、九〇〇円
第三款症	五一、八〇〇円
第四款症	四一、〇〇〇円

官報 号外

する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。
 2 この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、昭和四十三年四月一日から適用する。
 (戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)
 昭和四十三年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお從来の例による。

(被差し当の内訳)

4 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定に基づく昭和四十三年四月以降の分として支払われた療養手当は、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定による療養手当の内訳とみなす。

改正規定は、公布の日から、第三条中戦傷病者特別援護法第十八条第二項の改正規定は、同年四月一日から施行する。
 2 この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二項の規定は、昭和四十三年四月一日から適用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に伴う経過措置)
 昭和四十三年九月三十日までに支給事由が生じた障害一時金の額については、この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法第八条第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお從来の例による。

○山本伊三郎君 ただいま議題となりました二法律案について、社会労働委員会における審査の経過と結果を申し上げます。
 まず、清掃施設整備緊急措置法案は、清掃施設について、四十二年度を初年度とする整備五カ年計画を策定し、これが実施の確保をはかるための手続と政府の義務を定めるものであります。
 この計画によって、最終年度の昭和四十六年度には、全人口の九〇%が特別清掃の対象となるのであります。これに要する総事業費は千三百三十億円と推算されております。
 採決の結果、全会一致をもつて本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○山本伊三郎君 ただいま議題となりました二法律案について、社会労働委員会における審査の経過と結果を申し上げます。
 まず、清掃施設整備緊急措置法案は、清掃施設について、四十二年度を初年度とする整備五カ年計画を策定し、これが実施の確保をはかるための手続と政府の義務を定めるものであります。
 この計画によって、最終年度の昭和四十六年度には、全人口の九〇%が特別清掃の対象となるのであります。これに要する総事業費は千三百三十億円と推算されております。

○議長(重宗雄三君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 参議院議長 石井光次郎 衆議院議長 重宗 雄三殿

（賛成者起立）
 中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十三年四月十八日
 中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

（銀行との関係）

第十二条の二 相互銀行は、銀行法にいう銀行ではない。ただし、銀行法及びこれに基づく命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定めがない限り、相互銀行を含むものとする。

（信用金庫法の一部改正）
 第二十五条第一号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第三号を次のように改める。

（信用金庫法の一部改正）
 第二十五条第一号中「第二条第三項」を「第二条第四項」に改め、同条第三号を次のように改める。

（信用金庫法の一部改正）
 第二十五条第一号中「第五十三条・第五十四条」を「第五十三条・第五十四条の二」に改める。

（銀行との関係）

第十二条の二 相互銀行は、銀行法にいう銀行ではない。ただし、銀行法及びこれに基づく命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定めがない限り、相互銀行を含むものとする。

（中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。）
 第二十五条第一号中「第五十三条・第五十四条」を「第五十三条・第五十四条の二」に改める。

（銀行との関係）

第十二条の二 相互銀行は、銀行法にいう銀行ではない。ただし、銀行法及びこれに基づく命令以外の法令において「銀行」とあるのは、別段の定めがない限り、相互銀行を含むものとする。

（中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。）
 第二十五条第一号中「第五十三条・第五十四条」を「第五十三条・第五十四条の二」に改める。

（中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。）
 第二十五条第一号中「第五十三条・第五十四条」を「第五十三条・第五十四条の二」に改める。

目につわたる附帯決議を、これまで全会一致をもつて委員会の決議とすることに決しました。

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 「賛成者起立」で、本件は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、金融機関の合併及び転換に関する法律案。

（いすれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
 まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員青柳秀夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（いすれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
 まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員青柳秀夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

（いすれも内閣提出、衆議院送付）

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

第五条第一項中「一千万円」を「一億円」に、「五百万円」を「五千万円」に改め、同条第二項中「一億円」を「十億円」に改める。

削る。

第七条中「左の金庫」を「金庫」に改め、各号を削る。

第十条第一項中「三百人」の下に「を」とえ、かつ、法人についてはその資本の額又は出資の総額が「一億円」を加える。

第十二条第一項中「有しなければ」を「有し、かつ、その出資額は、次に掲げる額以上で定款で定めるところによらなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十五条第一項第一号の信用金庫の会員にあつては一万円

二 第十五条第一項第二号の信用金庫の会員にあつては五千円

三 信用金庫連合会の会員にあつては十万円

第十六条中「期間内に」を「ところにより」に改め、同条に次の二項を加える。

2 信用金庫は、前項後段の場合において、その譲受けにより有することとなる持分が政令で定める限度をこえることができないことを定款で定めなければならない。

第十七条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 会員は、その出資額が金庫の出資一口の金額の減少その他やむを得ない理由により第十一条第一項に定める出資の最低限度額に満たないこととなり、かつ、その満たないこととなつた日から一年以内に当該最低限度額に達しない場合には、その期間を経過した日に脱退する。

第十八条第一項中「第四号まで」の下に「又は第二項」を加える。

第二十三条第二項第七号中「金額」の下に「及び会員の出資の最低限度額」を加え、「その払込」を「出資の払込み」に改める。

第五十条第五項中「おいては」を「おいて」に、

「及び」を「又は」に、「について議決することができない」を「の議決をしたときは、金庫は、その議決の日から一週間以内に、会員に議決内容を通知しなければならない」に改め、同項を削る。

同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の定款には、総代の定数その他政令で定める事項を定めなければならない。

第五十条の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十三条第二項又は第四十四条の規定により総会を招集することができる。この場合において、第四十三条第二項の規定による書面の提出又は第四十四条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

第五十条の二 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における當該事項の議決は、その効力を失う。

第五十三条第一項第二号を次のように改め、同項第四号から第六号までの規定中「会員のための」を「前二号の法人又は個人」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項中同号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 組合員のために内閣為替取引

二 組合員のために有価証券の払込金の支払の取扱い

三 組合員のために有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

第九条の八に次の二項を加える。

2 信用金庫は、前項第二号及び第三号に規定する業務の遂行を妨げない限度において、政令で定めるところにより、地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対して資金の貸付ける手形の割引を含む。(以下同じ。)をする

第五十三条第二項を次のように改める。

2 信用金庫は、前項第二号を次のように改め、同項第四号から第六号までの規定中「会員のための」を「前二号の法人又は個人」に改め、同項第五号中「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項中同号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 組合員のために内閣為替取引

二 組合員のために有価証券の払込金の支払の取扱い

三 組合員のために有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

第九条の八に次の二項を加える。

2 信用協同組合は、前項第二号の事業を行なう場合には、商法第一百七十五条第二項第十号及び第四項、第一百七十八条並びに第一百八十九条(払取扱銀行)これらの規定を同法第二百八十一条ノ十四(新株発行についての準用規定)において準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十二年法律第二百二十五号)第八十条第十号及び第八十二条第四号(登記の添附書類)の規定の適用については、銀行とみなし。

(一)会員に対する貸付けの制限)

第五十四条の二 信用金庫は、会員に対する資金の貸付けの額の合計額が、その出資及び準備金(第五十六条の準備金その他の会員勘定に属する準備金をいう。)の額の合計額の百分の二十に相当する金額をこえることとなるときは、その者に対し資金の貸付けをしてはならない。

同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の定款には、総代の定数その他政令で定める事項を定めなければならない。

第五十条の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十三条第二項又は第四十四条の規定により総会を招集することができる。この場合において、第四十三条第二項の規定による書面の提出又は第四十四条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から一月以内にしなければならない。

第五十条の二 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における當該事項の議決は、その効力を失う。

第五十三条第一項第二号を次のように改め、同項第四号から第六号までの規定中「会員のための」を「前二号の法人又は個人」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項中同号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 組合員のために内閣為替取引

二 組合員のために有価証券の払込金の支払の取扱い

三 組合員のために有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

第九条の八に次の二項を加える。

2 信用協同組合は、前項第二号の事業を行なう場合には、商法第一百七十五条第二項第十号及び第四項、第一百七十八条並びに第一百八十九条(払取扱銀行)これら

の規定を同法第二百五十号の準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十二年法律第二百二十五号)第八十条第十号及び第八十二条第四号(登記の添附書類)の規定の適用については、銀行とみなし。

第九条の八に次の二項を加える。

2 信用協同組合は、前項第二号の事業を行なう場合には、商法第一百七十五条第二項第十号及び第四項、第一百七十八条並びに第一百八十九条(払取扱銀行)これら

の規定を同法第二百五十号の準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十二年法律第二百二十五号)第八十条第十号及び第八十二条第四号(登記の添附書類)の規定の適用については、銀行とみなし。

(前号の事業を行なう協同組合連合会にあつては、会員である信用協同組合の組合員を含む。)

号」に改め、同条第五項中第一号から第四号までを「第一号、第二号から第七号まで及び第九号」に改める。

第一百三条中「(昭和三十八年法律第二百二十五条)」を削る。

(協同組合による金融事業に関する法律の一部改正)

第十七条第三項に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)

第三条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項第六号中「前号に掲げる者」を「前二号の法人又は個人」に改め、同号を同項第九号とし、同項第五号中「受入」を「受入れ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第四号中「受入」を「受入れ」に改め、同項中同号を第七号とし、第一号から第三号までを三号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

一 組合員のために内閣為替取引

二 組合員のために有価証券の払込金の支払の取扱い

三 組合員のために有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

第九条の八に次の二項を加える。

2 信用協同組合は、前項第二号の事業を行なう場合には、商法第一百七十五条第二項第十号及び第四項、第一百七十八条並びに第一百八十九条(払取扱銀行)これら

の規定を同法第二百五十号の準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十二年法律第二百二十五号)第八十条第十号及び第八十二条第四号(登記の添附書類)の規定の適用については、銀行とみなし。

第九条の八に次の二項を加える。

2 信用協同組合は、前項第二号の事業を行なう場合には、商法第一百七十五条第二項第十号及び第四項、第一百七十八条並びに第一百八十九条(払取扱銀行)これら

の規定を同法第二百五十号の準用する場合を含む。)並びに商業登記法(昭和三十二年法律第二百二十五号)第八十条第十号及び第八十二条第四号(登記の添附書類)の規定の適用については、銀行とみなし。

5 改正後の信用金庫法第十一項第一項の規定（会員の出資の最低限度額に係る部分に限る。）は、この法律の施行の際信用金庫又は信用金庫	貸付けをしてはならない。
第六条第一項中「(昭和二年法律第二十二号)」を削る。	第九条中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。
一 第三条の規定に違反したとき。	附則
(施行期日)	
この法律は、公布の日から施行する。	1 (最低資本の額等の改正に伴う経過措置)
改正後の相互銀行法第五条、信用金庫法第五条及び協同組合による金融事業に関する法律第二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する相互銀行、信用金庫若しくは信用金庫連合会又は信用協同組合については、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して三年を経過した日から適用し、同日前におけるこれらの金融機関の資本の額又は出資の総額については、なお従前の例による。	2 (最低資本の額等の改正に伴う経過措置)
金、資本準備金その他の株主勘定に属する準備金をいふ。)の合計額(以下「自己資本の額」という。)がこの法律の施行の際に十億円に満たないものが、施行日から起算して三年を経過する日までに達すべき自己資本の額の目標額を定めた場合には、同日までは、当該相互銀行については、その目標額を自己資本の額とみなして相互銀行法第十条の規定を適用することができ	3 (最低資本の額等の改正に伴う経過措置)
前項の目標額は、自己資本の額の二倍に相当する額又は十億円のいずれか低い額の範囲内において大蔵大臣の承認を受けた額とする。	4 (最低資本の額等の改正に伴う経過措置)
(信用金庫の会員の出資の最低限度額等に関する経過措置)	5 (会員の出資の最低限度額に係る部分に限る。)は、この法律の施行の際信用金庫又は信用金庫

目次	連合会(次項において「金庫」という。)の会員である者については、施行日から起算して二年間は適用しない。
金融機関の合併及び転換に関する法律案	6 この法律の施行の際現に存する金庫は、施行日から一年以内に、信用金庫法第十二条第一項、第十六条、第二十三条第二項及び第五十条の規定の改正に伴い必要とされる定款の変更を行なわなければならない。
金融機関の合併及び転換に関する法律	(会員又は一組合員に対する貸付け等の制限に関する経過措置)
7 この法律の施行の際現に信用金庫又は信用金庫連合会が行なつてある貸付け(手形の割引を含む)で改正後の信用金庫法第五十四条の二又は協同組合による金融事業に関する法律第四条の二の規定に反することとなるものについては、これらの規定は、適用しない。	7 (会員又は一組合員に対する貸付け等の制限に関する経過措置)
8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。	(罰則に関する経過措置)

金融機関の合併及び転換に関する法律案	第一章 総則(第一条~第六条)
参議院議長 重宗 雄三殿	第二章 合併(第七条~第二十二条)
衆議院議長 石井光次郎	第三章 転換(第二十三条~第二十八条)
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。	第四章 雜則(第二十九条~第三十一条)
よつて国会法第八十三条により送付する。	第五章 罰則(第三十二条~第三十九条)

金融機関の合併及び転換に関する法律案	第一条 次の各号に掲げる異種の金融機関は、合併を行なうことができる。この場合において、存続金融機関又は新設金融機関は、当該各号に掲げる金融機関のいずれか(第四号の場合にあつては、銀行)とする。
参議院議長 重宗 雄三殿	一 普通銀行及び相互銀行
衆議院議長 石井光次郎	二 銀行及び信用金庫
二 信用金庫	三 信用金庫及び信用協同組合
三 信用協同組合	四 銀行及び信用協同組合
四 転換	
第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者をいう。	第四条 金融機関は、次に定めるところにより異種の金融機関になることができる。
一 銀行法(昭和二年法律第二十二号)第二条(営業の免許)の免許を受けた銀行(以下「普通銀行」という。)及び相互銀行(以下「銀行」と総称する。)	一 普通銀行が相互銀行になり、又は相互銀行が普通銀行になること。
二 信用金庫	二 銀行がその組織を変更して信用金庫になること。
三 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用協同組合になること。	三 信用金庫がその組織を変更して銀行又は信用金庫になること。
四 信用協同組合がその組織を変更して銀行又は信用金庫になること。	四 信用協同組合が銀行である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該銀行の合併に関する事項については、その営業の免許の基礎となつている法律及び商法(明治三十二年法律第四十八号)その他の法律の銀行又は株式会社の合併に関する規定に従い、又はその場合の例による。

2 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該信用金庫の合併に関する事項については、信用金庫法に定める合併の場合の例による。

3 消滅金融機関、存続金融機関又は新設金融機関が信用協同組合である場合には、この法律に定めるものを除くほか、当該信用協同組合の合併に関する事項については、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八百八十一号)に定める合併の場合の例による。

第六条 この法律による金融機関の合併及び転換は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、次の各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 合併又は転換が金融の効率化に資するものであること。

二 合併又は転換により当該地域の中小企業金融に支障を生じないこと。

三 合併又は転換が金融機関相互間の適正な競争關係を阻害する等金融秩序を乱さずそれがないこと。

四 当該金融機関が合併又は転換後に行なおうとする業務を的確に遂行する見込みが確実であること。

3 大蔵大臣は、前項第二号又は第三号の基準につき審査しようとする場合において、合併又は転換が同種の金融機関相互間の合併を妨げることとなるよう配慮しなければならない。

4 大蔵大臣は、第二項各号の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要な限度において、第一項の認可に条件を附することができる。

5 第一項の認可を受けた合併又は転換による新設金融機関若しくは存続金融機関(合併により

異種の金融機関になつたものに限る)又は転換後の金融機関は、その種類に応じ、銀行法第二条、相互銀行法(昭和二十六年法律第八百九十九号)第三条第一項若しくは信用金庫法第四条(営業又は事業の免許)の免許又は中小企業等協同組合法第二十七条の二第一項(設立の認可)の認可を受けたものとみなす。

6 大蔵大臣は、第一項の認可をしようとする場合において、消滅金融機関又は転換前の金融機関が中小企業等協同組合法第八百八十二条第一項(所管行政庁)の規定により都道府県知事を行政府とする信用協同組合であるときは、当該都道府県知事の意見をきかなければならない。

7 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が前項の信託協同組合における第一項から第四項までの規定の適用について、これらの中規定中「大蔵大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。この場合において、当該都道府県知事は、第一項の認可に関する処分をしようとするときは、大蔵大臣の承認を受けなければならない。

(第二章 合併)

第七条 金融機関は、第三条第二号から第四号までの規定による合併(第十七条を除き、以下「合併」という。)を行なうには、合併契約書を作成して総会の承認を受けなければならない。

2 合併を行なう銀行における前項の承認の決議(以下「合併決議」という。)については、次に定めるところによる。

(合併契約書の承認)

第八条 銀行は、合併決議を行なう場合には、商法第二百三十二条(株主総会の招集通知)の規定による通知及び公告において、合併契約書の要領をも示さなければならない。

2 信用金庫又は信用協同組合が合併決議を行なう場合には、前条第一項の総会(以下「合併総会」という。)の招集は、その会日の二週間前までに、会議の目的たる事項のほか、合併契約書の要領を示してしなければならない。

(会員等に対する新株の割当に関する措置)

第九条 存続金融機関又は新設金融機関たる銀行は、合併契約書に定める割当の期日における消滅金融機関たる信用金庫又は信用協同組合の会員又は組合員(第十四条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。)に対して合併により発行する新株を割り当てるものとする。

(合併契約書の承認)の規定を準用する。

2 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なうする信用金庫又は信用協同組合は、前項の規定により新株の割当を受けるべき会員又は組合員(第十四条第一項の請求をしている者その他政令で定める者を除く。)に対して合併により発行する新株を割り当てるものとする。

(合併契約書の承認)の規定を準用する。

3 前項第二号の場合において、存続金融機関又は新設金融機関たる信用金庫の会員となる資格を有しない株主があるときは、同号の合併決議のほか、当該株主による特定株主総会の決議が必要となることを必要とする。

4 この法律及び商法の株主総会に関する規定は、前項の特定株主総会について準用する。この場合において、当該特定株主総会の決議については、第二項第二号の規定を準用する。

5 合併を行なう信用金庫又は信託協同組合における合併決議については、それぞれ信用金庫法第四十九条(中小企業等協同組合法第五十三条(特別の決議)の規定を準用する。

6 合併を行なう役員の選任については、次に定めるところによるものとし、その任期は、合併後最初の通常総会の日までとする。

一 新設金融機関が信用金庫である場合には、当該信用金庫の会員にならうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

二 新設金融機関が信用協同組合である場合には、役員の定数の少なくとも三分の一は、当該信用協同組合の組合員にならうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

三 信用金庫又は信用協同組合の会員にならうとする者(法人にあつては、その役員)のうちから選任するものとする。

4 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 債権者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

4 債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、金融機関は、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行若しくは信託会社に相当の財産を信託しなければならぬ

の譲渡を承諾しないことができる。

3 信用金庫又は信託協同組合は、前項の日を定めたときは、これを公告しなければならない。(新設合併の設立委員等)

第十一条 合併により金融機関を設立する場合に、一定の作成その他の設立に關する行為(信用金庫又は信託協同組合を設立する場合にあつては、役員の選任を含む。)は、合併を行なう各金融機関において選任した設立委員が共同して行なわなければならない。

い。
5 普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)

第七条第一項(異議のある受益者)の規定は、第十七条第一項の規定の適用がある場合を除くほか、信託業務を営む銀行の合併につき異議を述べた受益者がある場合について準用する。

(合併に反対する株主の株式買取請求権)

第十二条 銀行と信用金庫又は信用協同組合とが合併を行なう場合において、存続金融機関又は新設金融機関が銀行であるときは、合併を行なう銀行の株主で、合併総会に先だつて当該銀行に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該総会において合併契約書の承認に反対したものは、当該銀行に対し、その者の所有する株式を、合併決議がなかつたならばその株式の有していたであるら公正な価格で買取るべき旨の請求をすることができる。

2 商法第二百四十五条ノ三(買取請求の手続)及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百二十六条第一項(管轄裁判所)及び第百三十二条ノ六(株式買取価格の決定)の規定は、前項の請求について準用する。

3 第一項の合併を行なう銀行は、同項の請求に基づき取得した自己の株式を相当の時期に処分しなければならない。
(合併に反対する株主の支払請求権等)

第十三条 銀行と信用金庫とが合併を行なう場合において、存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫であるときは、消滅金融機関たる銀行は、次に掲げる株主に対し、合併決議がなかつたならばその者の所有する株式の有していたであろう公正な価格に相当する金額を合併の日に支払わなければならない。

もつて合併に反対の意思を通知し、かつ、当該総会において合併契約書の承認に反対した

株主で、合併決議の日から二十日以内に当該銀行に対し書面をもつて当該金額の支払を請求したもの

において当該信用金庫の会員たる資格を有しない株主

二 合併契約書に定める出資の割当ての期日に

しては、出資の割当てをしないものとする。

3 第一項の規定により支払うべき金額の決定について、合併決議の日から六十日以内(同項第二号に掲げる株主については、出資の割当ての期日から三十日以内)に、同項の銀行と株主との間で協議が整わないときは、株主は、裁判所に對し価格の決定を請求することができる。

4 前項の価格の決定があつたときは、存続金融機関又は新設金融機関たる信用金庫は、裁判所の決定する価格に対する合併の日後の法定利息を支払わなければならない。

5 非訟事件手続法第二百二十六条第一項(管轄裁判所)並びに第二百三十二条ノ六第二項及び第三項(株式買取価格の決定)の規定は、第三項の請求による価格の決定について準用する。

(合併に反対する会員等の持分払戻請求権)

第十四条 合併を行なう信用金庫又は信用協同組合の会員又は組合員で、合併総会に先だつて当該信用金庫又は信用協同組合に対し書面をもつて合併に反対の意思を通知したものは、合併決議の日から二十日以内に書面をもつて持分の払戻しを請求することにより、合併の日に当該信

用金庫又は信用協同組合を脱退することができる。

この場合には、合併の日をこれらの規定に規定する脱退した事業年度の終りとみなす。

(合併の登記)

第十五条 金融機関が合併を行なうときは、存続

金融機関については変更の登記を、新設金融機関については設立の登記を、消滅金融機関については解散の登記をしなければならない。この場合には、同条第二項

2 前項の登記の申請書に添附すべき書類については、政令で別段の定めをすることができる。

二 存続金融機関又は新設金融機関が信用金庫又は信用協同組合であるときは、政令で定める額を除くほか、これらの金融機関が法律の規定により積み立てるべき準備金として積み立てなければならない。

(合併の場合の準備金の積立て)の規定を準用する。

2 存続金融機関又は新設金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

3 第十六条 金融機関の合併は、存続金融機関又は新設金融機関が、その本店又は主たる事務所の所在地において、合併による変更又は設立の登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 存続金融機関又は新設金融機関は、消滅金融機関の権利義務を承継する。

3 第十七条 存続金融機関又は新設金融機関は、その営業又は事業に關する法令により行なうことのできない業務に屬する契約又は制限されない契約に係る権利義務を合併により承継した場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から一年以内の期間に限り、これらの契約に關する業務を繼續することができる。

2 外国為替業務又は信託業務を営む銀行が合併により消滅する場合において、存続金融機関又は新設金融機関がこれらの業務を営むことができない金融機関であるときは、前項の規定は、当該外国為替業務又は信託業務(これらの附隨業務を含む)については適用しない。

(準備金の積立て)

第十八条 金融機関が合併を行なつた場合において、消滅金融機関から承継した財産の額及び当該金融機関の株主、会員又は組合員に支払った金額並びに存続金融機関の増加した資本若しくは出資の額又は新設金融機関の資本若しくは出資の額をこえるときは、そのこえる額については、次に定めるところによる。

2 前二項の規定は、貸借対照表の備置き等の規定は、合併を行なう信用金庫又は信用協同組合について準用する。

3 前二項の規定の適用について必要な手続は、最高裁判所が定めるものを除くほか、政令で定める。

(商法等の準用)

第十九条 消滅金融機関の株式又は持分の差押えは持分の上に存在する。

2 消滅金融機関は、合併決議を行なつたときは、当該決議の日から二週間以内に、その旨を前項の質権を有する者で知っているものに各別に通知しなければならない。

(差押えの効力)

第二十条 消滅金融機関の株式又は持分の差押え(仮差押えを含む。次項において同じ。)は、当該消滅金融機関の株主、会員又は組合員が合併によって受けるべき金銭、株式又は持分にその効力を有する。

2 前項の規定は、消滅金融機関たる銀行の株式については、その差押えにつき執行官又は滞納処分(その例による処分を含む。)を執行する機関から当該銀行に対し通知があつたものに限り適用する。

3 前二項の規定の適用について必要な手続は、最高裁判所が定めるものを除くほか、政令で定める。

(商法等の準用)

第二十一条 商法第四百八条ノ二(貸借対照表の備置き等)の規定は、合併を行なう信用金庫又は信用協同組合について準用する。

2 商法第三百七十九条(端株の処置)並びに非訟

事件手続法第二百一十六条第一項(管轄裁判所)及び第二百三十二条ノ三(端株の任意売却許可の申請)の規定は、次の場合について準用する。

一 銀行を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なう信用金庫又は信用協同組合につき新株の割当てに適しない端数の出資がある場合

二 信用金庫を存続金融機関又は新設金融機関とする合併を行なう銀行につき出資の割当てに適しない端数の株式がある場合

三 商法第二百四条(合併に係る銀行については、同条第一項及び第三項並びに同法第四百十五条、第二百五条、第二百六条及び第二百八条から第二百十一条まで(合併無効の訴え並びに非訟事件手続法第二百一十六条第一項(管轄裁判所)、第二百三十五条ノ七(合併無効の登記)及び第二百四十条(裁判の譲本の添附))の規定は、金融機関の合併について準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第二十二条 銀行と合併を行なう信用金庫又は信用協同組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)第十五条(会社の合併)に係る規定の適用については、会社とみなす。

第三章 転換

(転換計画書の承認等)

第二十三条 金融機関は、転換を行なうには、転換計画書を作成して、商法第三百四十三条、信用金庫法第四十八条(同法第五十条第五項において準用する場合を含む。)又は中小企業等協同組合法第五十三条(特別の決議)の決議により、総会の承認を受けなければならない。この場合において、信用金庫に転換を行なう銀行については、第七条第二項第二号、第三項及び第四項の規定を準用する。

2 前項の総会においては、同項の決議により、

3 第四条第一号の転換については転換前の金融機関の定款の変更を、同条第二号から第四号までの転換については転換後の金融機関の定款の作成をしなければならない。

3 第十条第二項の規定は、第一項の総会において転換後の金融機関たる信用金庫又は信用協同組合の役員を選任する場合について準用する。

4 信用金庫法第五十条第六項(合併等の決議に係る通知)及び第五十条の二(総会と総代会の関係)の規定は、信用金庫の転換について準用する。

(合併に関する規定の準用)

第二十四条 次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる場合について準用する。

一 第八条 金融機関が前条第一項の承認の決議(以下「転換決議」といふ。)を行なう場合

二 第九条及び第二十二条第二項第一号 信用金庫又は信用協同組合が銀行に転換を行なう場合

三 第十一条第一項から第四項まで及び第十八条から第二十条まで 金融機関が第四条第二号から第四号までの規定による転換を行なう場合

四 第十三条及び第二十二条第二項第一号 第二号銀行が信用金庫に転換を行なう場合

五 第十四条 信用金庫又は信用協同組合が転換を行なう場合

六 第十七条 金融機関が転換を行なう場合

七 第二十二条 金融機関の転換の無効は、本店又は主たる事務所の所在地において転換の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

8 第二十七条 金融機関の転換の無効は、本店又は主たる事務所の所在地において転換の日から六月以内に、訴えをもつてのみ主張することができる。

9 第二十九条 金融機関が第六条第一項の認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

10 第三十条 大蔵大臣は、この法律による権限の一部を地方支分部局の長に行なわせることができる。

11 第三十二条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他この法律の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

12 第三十三条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他のこの法律の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第三十四条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他のこの法律の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

14 第三十五条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他のこの法律の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

15 第三十六条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他のこの法律の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

16 第三十七条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他のこの法律の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

17 第三十八条 第七条第一項の合併契約書又は第二十三条第一項の転換計画書に記載すべき事項その他のこの法律の執行に関し必要な事項は、政令で定める。

(資本等の総額及び取締役等のてん補責任)

第二十五条 金融機関が転換前の金融機関に存する純資産額が同項に規定する額に不足するときは、以下同じ。)を行なう場合には、転換に際して発行する株式の発行価額の総額又は転換に際して定められる出資の総額は、当該金融機関に現に存する純資産額をこえることができない。

2 前項の場合において、転換後の金融機関に現に存する純資産額が同項に規定する額に不足するときは、転換決議の当時の銀行の取締役又は信用金庫若しくは信用協同組合の理事は、それぞれ転換後の金融機関に対し連帯してその不足額を支払う義務を負う。

3 前項の義務は、総会の決議がなければ免除することはできない。

(転換の登記)

第二十六条 金融機関が転換を行なつたときは、転換の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は從たる事務所の所在地においては三週間以内に、転換前の金融機関については解散の登記を、転換後の金融機関については当該金融機関の設立の登記に関する規定に定める登記をしなければならない。

2 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第七十一条及び第七十三条(組織変更の登記)の規定は、前項の場合について適用する。

3 第二十九条の規定は、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、適用しない。

4 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が第六条第六項の信用協同組合である場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

5 第三十条の規定は、前項の場合について適用する。

6 第三十二条の規定は、前項の場合について適用する。

7 第三十三条の規定は、前項の場合について適用する。

8 第三十四条の規定は、前項の場合について適用する。

9 第三十五条の規定は、前項の場合について適用する。

10 第三十六条の規定は、前項の場合について適用する。

11 第三十七条の規定は、前項の場合について適用する。

12 第三十八条の規定は、前項の場合について適用する。

13 第三十九条の規定は、前項の場合について適用する。

14 第四十一条の規定は、前項の場合について適用する。

15 第四十二条の規定は、前項の場合について適用する。

16 第四十三条の規定は、前項の場合について適用する。

17 第四十四条の規定は、前項の場合について適用する。

18 第四十五条の規定は、前項の場合について適用する。

(証券事件手続法第二百二十六条第一項(管轄裁判所)、第二百三十五条ノ七(合併無効の登記)及び第二百四十条(裁判の譲本の添附)の規定は、前項の訴えについて準用する。

3 第二十八条 金融機関が事業年度の中途において転換後の金融機関が転換前の金融機関の事業年度は、転換の日に終了したものとみなす。

4 第四章 雜則

(認可事項実行の届出及び認可の失効)

第二十九条 金融機関が第六条第一項の認可を受けた事項を実行したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(認可事項実行の届出及び認可の失効)

2 金融機関が第六条第一項の認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は、効力を失う。

3 前項の規定は、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、適用しない。

4 存続金融機関若しくは新設金融機関又は転換後の金融機関が第六条第六項の信用協同組合である場合における第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「大蔵大臣」とあるのは、「都道府県知事」とする。

5 第三十条の規定は、前項の場合について適用する。

6 第三十二条の規定は、前項の場合について適用する。

7 第三十三条の規定は、前項の場合について適用する。

8 第三十四条の規定は、前項の場合について適用する。

9 第三十五条の規定は、前項の場合について適用する。

10 第三十六条の規定は、前項の場合について適用する。

11 第三十七条の規定は、前項の場合について適用する。

12 第三十八条の規定は、前項の場合について適用する。

13 第三十九条の規定は、前項の場合について適用する。

14 第四十一条の規定は、前項の場合について適用する。

15 第四十二条の規定は、前項の場合について適用する。

16 第四十三条の規定は、前項の場合について適用する。

17 第四十四条の規定は、前項の場合について適用する。

18 第四十五条の規定は、前項の場合について適用する。

19 第四十六条の規定は、前項の場合について適用する。

20 第四十七条の規定は、前項の場合について適用する。

21 第四十八条の規定は、前項の場合について適用する。

行に損害を加える目的で、その任務にそむき当該銀行に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第三十三条 金融機関の役員（銀行にあつては、商法第二百五十八条第二項又は第二百七十三条第一項（これらの規定を同法第二百八十九条において準用する場合を含む。）の職務代行者を含む。）は、第二十五条第一項の純資産額につき官公署又は総会（第二十三条规定第一項後段において準用する特定株主総会を含む。）に規定する第七条第三項に規定する特定株主総会を含む。）に對して不実の申立てを行ない、又は事実を隠ぺいしたときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第三十四条 前二条の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第三十五条 第十条第一項の設立委員は、合併により銀行を設立する場合において、その職務に關し不正の請託を受けて財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者も、同項と同様とする。

第三十六条 次に掲げる事項に關し不正の請託を受けた財産上の利益を收受し、又はその要求若しくは約束をした者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項（第二十三条规定第一項後段において準用する場合を含む。）に規定する特定株主総会又は第五条第一項の規定によりその例によることとされる商法（次号を除き、以下「商法」という。）第四百十二条若しくは第四百

十三条に規定する株主総会若しくは創立総会（以下「総会等」と総称する。）における発言又は議決権の行使

二 存続金融機関又は新設金融機関が銀行である場合の第二十一条第三項において準用する商法第一百四条第一項に規定する訴えの提起

三 転換後の金融機関が銀行である場合の第二十七条第一項に規定する訴えの提起

四 総会等の決議に対する商法第二百四十七条第一項、第二百五十二条又は第二百五十三条第一項（これらの規定を第七条第四項（第二十三条第一項後段において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する訴えの提起

五 商法第四百八条第一項（第二十一一条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反して合併又は転換を行なつたとき。

六 第十二条第三項の規定に違反して株式の処分を怠つたとき。

七 総会等を定款に定めた地以外の地において、又は商法第二百五十三条（第七条第四項（第二十三条规定第一項後段において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定に違反して招集したとき。

八 第十条第一項若しくは第二十三条规定第二項の規定により作成すべき定款又は総会等の議事録に記載せず、又は不実の記載をしたとき。

九 第十八条（第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反して登録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 第十九条（第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとして貸借対照表を備えて置かず、正當な理由がないのにその貸借対照表の閲覧を拒んだとき。

十一 第十二条第三項の規定に違反して株式の処分を怠つたとき。

十二 第十八条（第二十四条第一項第三号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとして登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第二十四号に次のように加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の第二十四号に次のように加える。

四 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第二百八十九条第一項認可）の規定による合併（当該合併後存続する法人又は当該合併により設立する法人が同条第五項の規定により、当該合併を行なう法人の当該合併直前において受けていた免許と異なる種類の免許を受けたものとみなされるものに限る。又は転換（当該転換後の法人が信用協同組合であるものを除く。）の認可

○青柳秀夫君登壇、拍手

○青柳秀夫君 ただいま議題となりました二法律案の委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案外一件

金融の効率化を促進する見地から、相互銀行、信

用金庫及び信用協同組合について、融資対象の明確化、事業範囲の拡大、最低資本金額の引き上げ等、制度の整備改善を行ない、それぞれの機関の特性に応じてその機能を發揮させ、中小企業金融の円滑化をはかるとするものであります。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十三年四月二日

参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 石井光次郎

また、金融機関の合併及び転換に関する法律案は、金融の効率化を促進するため、普通銀行、相互通貨及び信用協同組合の異種合併及び転換の制度を設けることにより、これらの金融機関が適正な競争を行なうことができるよう環境を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審議いたしましたところ、金融の効率化と中小企業金融の円滑化との關係、合併・転換の認可の基準等について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、二法律案についてそれぞれ採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。さらに、「中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案」について、植木委員より、四派共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の附帯決議とすることに決ました。

また、金融機関の合併及び転換に関する法律案につきましては、植木委員より、三派共同提案にかかる附帯決議案が提出され、多数をもつて本委員会の附帯決議とすることに決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでの附帯決議とすることに決しました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでの附帯決議とすることに決しました。

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでの附帯決議とすることに決しました。

まず、中小企業金融制度の整備改善のための相互銀行法、信用金庫法等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 次に、金融機関の合併及び転換に関する法律案全部を問題に供します。本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

〔井川伊平君 登壇、拍手〕

○井川伊平君 ただいま議題となりました法律案

転換に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長井川伊平君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

について、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、港湾審議会が港湾運送事業の合理化に関する重要な事項を調査審議することができる期間を、昭和四十五年三月三十日まで延長することあります。

委員会においては、港湾審議会の運営状況、港湾運送事業の概要と港湾労働問題等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本法律案を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

目次中「第二十二条」を「第二十二条の五」に、「核燃料物質を核燃料開発事業團に第六十一条の二」、「第六十一条の二」を「第六十一条の三」に改める。

第十三条第一項中「動力炉・核燃料開発事業團以外の者で」を削り、「行おうとするもの」を「行なおうとする者」に改める。

第六十二条の次に次の二条を加える。

(設計及び工事の認可)

第十六条の二 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設の工事に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法について内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 加工事業者は、前項の認可を受けた加工施設に關する設計及び工事の方法を変更しようとするときは、総理府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。ただし、その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(施設検査)

第十六条の三 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設の工事について内閣総理大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

れば、加工施設を使用してはならない。加工施設を変更する場合における当該加工施設についても、同様とする。

2 前項の検査においては、加工施設の工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行なわれているときは、合格とする。

第二十条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第二項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の二号を加える。

5 第二十二条の五の規定による命令に違反したとき。

第二十一条第二項第一号の次に次の二号を加える。

三 第二十二条の三の規定による命令に違反したとき。

第二十一条中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、同条の次に次の二条を加える。

(保安のために講すべき措置)

第二十一条の二 加工業者は、次の事項について、総理府令で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 加工施設の保安

二 加工設備の操作

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵又は廃棄

(施設の使用の停止等)

第二十一条の三 内閣総理大臣は、加工施設の保全若しくは加工設備の操作又は核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条の規定に基づく総理府令の規定に違反していると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の使用の停止、改造、修理又は移転、加工設備の操作の方法の指定その他保安のために必要な措置を命ずることができる。

第二十二条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団」を削り、同条を第二十九条とする。

第二十二条の二 加工事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行なわせるため、総理府令で定めるところにより、次条第一項の核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

2 加工事業者は、前項の規定により核燃料取扱主任者を選任したときは、選任した日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(核燃料取扱主任者免状)

第二十二条の三 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対し、核燃料取扱主任者免状を交付する。

一 科学技術庁長官の行なう核燃料取扱主任者試験に合格した者

二 科学技術庁長官が、政令で定めるところにより、核燃料物質の取扱いに関する前号に掲げられる者と同等以上の学識及び経験を有すると認められる者

3 科学技術庁長官は、次の各号の一に該当する者に対しては、核燃料取扱主任者免状の交付を行なわないことができる。

一 次項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられ、その日から一年を経過していらない者

二 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、二年を経過していない者

第二十二条の四 核燃料取扱主任者は、加工の事業における核燃料物質の取扱いに關し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 加工の事業において核燃料物質の取扱いに從事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに関する指示に従わなければならぬ。

2 加工事業者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに従事する者と同様の義務を負ふことを認めたときは、同様とする。

(核燃料取扱主任者の解任命令)

第二十二条の五 内閣総理大臣は、核燃料取扱主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、加工事業者に対し、核燃料取扱主任者の解任を命ずることができる。

第二十三条第一項中「日本原子力研究所以外の者で」を削り、「もの」を「者」に改め、同条第二項第四号中「原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者の工場又は事業所の名称及び所在地」を加える。

第二十七条中「日本原子力研究所及び」を削る。

第二十八条を削る。

第二十九条の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「日本原子力研究所及び」を削り、「性能」を「工事及び性能」に改め、同条第二項第一号中「前条第一項の検査に合格し」を「前条の認可を受けた設計及び方法に従つて行なわれ」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十九条の二第一項中「日本原子力研究所及び」を削り、同条を第二十九条とする。

第三十条及び第三十四条中「日本原子力研究所及く命令の規定に違反したときは、その核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられることができる。

4 第一項第一号の核燃料取扱主任者試験の課題、受験手続その他の核燃料取扱主任者試験の実施細目並びに核燃料取扱主任者免状の交付及び返納に関する手続は、総理府令で定める。

(核燃料取扱主任者の義務等)

第二十二条の四 核燃料取扱主任者は、加工の事業における核燃料物質の取扱いに關し、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 加工の事業において核燃料物質の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者がその取扱いに従事する者と同様の義務を負ふことを認めたときは、同様とする。

(以下)を削り、同条第二項中「日本原子力研究所及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第三十八条第一項中「日本原子力研究所及び研究所」を削る。

第三十九条の見出し中「譲受」を「譲受け」に改め、同条第一項中「日本原子力研究所又は」及び「以下」と並びに「たゞ」を削り、同条第五項中「第一項の許可を受けて日本原子力研究所からその設置した原子炉又は原子炉を含む一体としての施設を譲り受けた者及び」を削り、「同条第二項第二号」を「第二十三条规定の第二項第二号」に改め、「第一項の許可を受けて了者にあつては、「第三十九条第一項」と、第二項の許可を受けた者にあつては」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第四十条第一項中「日本原子力研究所及び」を削り、「行なわせる」を「行なわせる」に改め、同条第二項中「日本原子力研究所及び」を削る。

第四十三条第一項中「基づく」を「基づく」に改め、「日本原子力研究所又は」を削る。

第四十五条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団」を再処理事業者「再処理事業者」に改める。

第十四十五条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団」を再処理事業者「再処理事業者」に改め、「日本原子力研究所及び」を削る。

第十四十五条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団」を「再処理事業者」に改める。

第四十六条から第四十八条までの規定中「動力炉・核燃料開発事業団」を「再処理事業者」に改め、「日本原子力研究所及び」を削る。

第四十九条中「基づく」を「基づく」に、「動力炉・核燃料開発事業団」を「再処理事業者」に改める。

第五十条第一項中「日本原子力研究所及び」を削り、同条を第二十九条とする。

第五十条中「動力炉・核燃料開発事業団」を「再処理事業者」に改める。

第五十一条を次のように改める。

(核燃料取扱主任者)

第五十二条 再処理事業者は、核燃料物質の取扱いに關して保安の監督を行なわせるため、總理府令で定めるところにより、第二十二条の第三項の核燃料取扱主任者免状を有する者のうちから、核燃料取扱主任者を選任しなければならない。

第二十二条の二 第二項、第二十二条の四及び第五十二条の五の規定は、前項の核燃料取扱主任者に準用する。

第六章の章名中「核燃料物質」を「核燃料物質等」に改める。

第五十二条第一項第一号中「動力炉・核燃料開発事業団及び」を削り、「製鍊事業者」の下に「(製鍊の事業を行なう場合における動力炉・核燃料開発事業団を含む。)第六十五条及び第六十六条を除き、以下同じ。」を加え、同項第二号中「日本原子力研究所」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合

第五十九条及び第六十条中「動力炉・核燃料開發事業団、日本原子力研究所」を削り、「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加える。

第六十一条の見出し中「譲渡及び譲受」を「譲渡し及び譲受け」に改め、同条中「基き」を「基づき」に改め、第一号及び第二号を削り、同条第三号中「動力炉・核燃料開発事業団、日本原子力研究所」を削り、「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加え、同号を同条第二号とし、同条第五号中「動力炉・核燃料開発事業団、日本原子力研究所」を

削り、「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加え、同号を同条第二号とし、同条第五号中「動力炉・核燃料開発事業団、日本原子力研究所」を

削り、「加工事業者」の下に「再処理事業者」を加える。同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 再処理事業者が製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用者若しくは他の再処理事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの者から核燃料物質を譲り受ける場合

第五十二条第六号中「動力炉・核燃料開発事業団、日本原子力研究所」を削り、「原子炉設置者」の下に「再処理事業者」を加え、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 再処理事業者が製鍊事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用者若しくは他の再処理事業者に核燃料物質を譲り渡し、又はこれらの

十一条の三とする。

三 核原料物質について第一項の許可を受けようとする者は、前項の申請書に前条第二項第六号の事項を記載した書類を添附しなければならない。

四 予定使用期間並びに年間(予定使用期間が一年に満たない場合には、その予定使

用期間)予定使用量

五 予定使用期間並びに年間(予定使用期間が一年に満たない場合には、その予定使

用期間)予定使用量

六 核原料物質の使用に係る施設の位置、構造及び設備の概要

七 第一項の規定による届出をした者(以下「核原料物質使用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、政令で定めたところにより、内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

八 第一項各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者(同項第一号に該当する場合の動力炉・核燃料開発事業団を除く。)は、總理府令(同項第一号に該当する場合にあつては、總理府令(通商産業省令)で定めるところにより、あらかじめ、その使用する国際規制物質の種類及び数量並びに予定使用期間を内閣総理大臣(同項第一号に該当する場合にあつては、内閣総理大臣及び通商産業大臣)に届け出なければならない。

九 第一項各号の二に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十 第一項各号の三に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十一 第一項各号の四に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十二 第一項各号の五に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十三 第一項各号の六に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十四 第一項各号の七に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十五 第一項各号の八に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十六 第一項各号の九に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十七 第一項各号の十に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十八 第一項各号の十一に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

十九 第一項各号の十二に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十 第一項各号の十三に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十一 第一項各号の十四に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十二 第一項各号の十五に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十三 第一項各号の十六に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十四 第一項各号の十七に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十五 第一項各号の十八に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十六 第一項各号の十九に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十七 第一項各号の二十に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十八 第一項各号の二十一に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

二十九 第一項各号の二十二に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

三十 第一項各号の二十三に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

三十一 第一項各号の二十四に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

三十二 第一項各号の二十五に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

三十三 第一項各号の二十六に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

三十四 第一項各号の二十七に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

三十五 第一項各号の二十八に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

三十六 第一項各号の二十九に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

三十七 第一項各号の三十に該当する場合には、内閣総理大臣に届け出なければならない。

四 再処理事業者が国際規制物質を再処理の事業の用に供する場合

第六十一条の二に次の二項を加え、同条を第六

四 再処理事業者が国際規制物質を再処理の事業の用に供する場合

第六十一条の二に次の二項を加え、同条を第六

核原料物質使用者又は「に改め、同条第一項中「第六十一条の二」を「第六十二条の三」に改め、同条第四項中「使用者又は」を「使用者、核原料物質使用者又は」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第六十六条の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項中「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改め、「届出をしなければならない者」の下に「核原料物質使用者及び核原料物質使用者に係る前条第四項の者を除く。」を加える。

第六十七条中「動力炉・核燃料開発事業団、日本原子力研究所」を削り、「使用者」を「再処理事業者、使用者、核原料物質使用者」に改め。

第六十七条の二第二項中「第二十八条から第二十九条の二まで」を「第十六条の三、第二十八条、第二十九条」に改める。

第六十八条第一項中「動力炉・核燃料開発事業団、日本原子力研究所」を削り、「使用者」を「再処理事業者、使用者、核原料物質使用者」に改める。

第六十九条第一項中「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改め、「科学技術庁長官が」の下に「第二十二条の三第三項又は」を加え、「行わなければ」を「行なわなければ」に改める。

第七十条中「第四十二条」を「第二十二条の三第三項及び第二項並びに第四十二条」に改める。

第七十一条第四項中「第六十二条の七」を「第六十二条の三第四項に、「写」を「写し」に改め、同条に次の三項を加える。

5 主務大臣は、第十三条第一項、第十六条第一項、第十八条第一項若しくは第二十条の規定による処分をし、又は第十三条第一項の許可について第六十二条第二項の規定により条件を附する場合においては、あらかじめ通商産業大臣に協議しなければならない。

6 通商産業大臣は、前項の協議を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、当該加工事業者（第十三条第一項

の許可の申請者を含む。）から必要な報告を徵することができる。

7 主務大臣は、第二十二条の三、第二十二条の五の一項若しくは第三項若しくは第二十二条の五の四条第三項若しくは第六十六条第四項の規定による命令をし、又は第六十二条第一項、第十七条、第十九条第二項若しくは第二十二条の二第二項の規定による届出若しくは加工事業者に係る第六十二条の三第四項、第六十五条第一項若しくは第三項若しくは第六十六条第三項の規定による届出若しくは報告を受理した場合においては、通商産業大臣に対し、逕轍なく、その处分若しくは報告の写しを送付しなければならない。

第七十二条中「又は」の下に「第六十二条の二第一項若しくは第三項の規定による届出若しくは」を加える。

第七十三条中「第二十九条の二」を「第二十九条に、「基づく」を「基づく」に改める。

第七十五条第二号中「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改め、同条第三号中「第二十七条」を「第十六条の二、第二十七号に改め、「(第五十一条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第四号中「第二十八条第一項、第二十九条第一項」を「第十六条の三第一項、第二十八条第一項」に改め、「(第五十一条において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十二条の三第三項」に改め、同条第三号を「第六十二条の四」を「第六十二条の五」に改め、「(第五十一条において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十二条の七」に改め、同条第三号を「第六十二条の四」を「第六十二条の五」に改め、「(第五十一条において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十二条の三第三項」に改め、「(第五十一条において準用する場合を含む。)」を加える。

一の二 第六十一条の二第二項第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第六十一条の三第四項の規定による届出をしないで国際規制物質を使用した者

三 第八十二条第一号の次に次の二号を加える。

一の二 第二十二条の二第二項（第五十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定に

6 改正後の法第二十二条の二第一項、第五十二条第一項及び第六十二条の二第四項の規定は、この法律の施行の日から一年間に、内閣総理大臣に提出しなければならない。

7 この法律の施行の際現に改正前の法第二十九条第一項の検査に合格している原子炉施設は、改正後の法第二十八条第一項の検査に合格しているものとみなす。

6 改正後の法第六十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日から六十日を経過した日以後に使用される核原料物質について適用する。

7 この法律の施行の際現に国際規制物質を原子炉の設置又は運転の用に供している日本原子力

条に改め、同条第六号中「(第五十二条において準用する場合を含む。)」を削り、同号の次に次の二号を加える。

六の二 第五十一条第一項の規定に違反した者は

第七十九条第一号及び第二号中「(第五十二条において準用する場合を含む。)」を削り、同条第三号中「第三十六条」を「第二十二条の三、第三十六条」に改め、「(第五十二条において準用する場合を含む。)」を削り、同号第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第六十二条の二第一項の規定による届出をしないで核原料物質を使用し、又は同条第五項の規定による命令に違反した者は

第七十九条第六号中「第六十二条の二」を「第六十二条の三」に改め、同条第七号中「第六十二条の五」を「第六十二条の六」に改め、「(第五十二条において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十二条の七」に改め、同条第三号を「第六十二条の四」を「第六十二条の五」に改め、「(第五十二条において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十二条の七」に改め、同条第三号を「第六十二条の四」を「第六十二条の五」に改め、「(第五十二条において準用する場合を含む。)」を削り、「第六十二条の三第三項」に改め、「(第五十二条において準用する場合を含む。)」を加える。

二 この法律の施行の際現に加工事業者が工事に着手し又は工事を完了している加工施設に係る改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第十六条条の二第一項の認可及びこの法律の施行の際現に日本原子力研究所が設置し又は設置する原子炉に係る改正後の法第二十三条第一項の許可は、次項の規定により当該加工事業者又は日本原子力研究所が提出する書類に記載されたところにより、この法律の施行の日に行なわれたものとみなす。

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえてない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）

附則

に掲げる事項の変更に係る部分に限る。又は第六十二条の五に改める。

7 この法律の施行の際現に国際規制物質を原子炉の設置又は運転の用に供している日本原子力

第七十八条第四号中「第二十九条」を「第二十八号を加える。

た者

十一條の二第三項（同条第二項第一号又は第五号

研究所に対する改正後の法第六十一条の三第四項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第一号）の施行の日から三十日以内に」とする。

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

（原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部改正）

原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第一百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第四号中「第三十五条」を「第二十一条の二、第三十五条」に改め、「（同法第五十一条において準用する場合を含む。）」を削る。

〔金丸富夫君登壇、拍手〕

○金丸富夫君 ただいま議題となりました法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、わが国における原子力開発利用の進展に伴い、最近、核燃料の加工事業が本格化しようとしており、また、核原料物質を原材料として使用する工場が増加してまいりましたので、これらにおける安全性を確保するため、加工施設にかかる設計及び工事の方法の認可並びに施設検査、核燃料取り扱い主任者、核原料物質の使用の届け出等の制度を創設して、その規制を強化することとも、あわせて、原子炉等の規制の合理化をはかるため、所要の規定の整備を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、本改正案に関連して、わが国の加工事業の現状、核燃料確保の方法と見

題のほか、最近の佐世保港における異常放射能事例について、熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 日程第七、競馬法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長和田鶴一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長（重宗雄三君） 日程第七、競馬法の一部を改正する法律案（衆議院提出）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長和田鶴一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

右御報告いたしました。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（重宗雄三君） 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君） 日程第八、刑法の一部を改正する法律案（第五十五回国会内閣提出、第五十五回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長北條鶴八君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長（重宗雄三君） 日程第八、刑法の一部を改正する法律案（第五十五回国会内閣提出、第五十五回国会衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長北條鶴八君。

刑法の一部を改正する法律案

第五十五回国会、第五十六回国会及び第五十七回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和四十三年四月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

競馬法の一部を改正する法律案

第五十五回国会、第五十六回国会及び第五十七回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和四十三年四月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

競馬法の一部を改正する法律案

第五十五回国会、第五十六回国会及び第五十七回国会において本院で継続審査をした右の内閣提出案を可決したからこれを送付する。

昭和四十三年四月二日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第四十五条後段中「確定裁判」を「禁錮以上ノ刑ニ処スル確定裁判」に改める。

第二百十一条中「三年以上ノ禁錮」を「五年以下ノ懲役若クハ禁錮」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の刑法第四十五条の規定は、教罪中のある罪につき罰金以下の刑に処し、又は刑を免除する裁判がこの法律の施行前に確定した場合における当該教罪についても、適用する。ただし、当該教罪のすべてがこの法律の施行前に犯されたものであり、かつ、改正後の同条の規定を適用することが改正前の同条の規定を適用するよりも犯人に不利益となるときは、当該教罪については、改正前の同条の規定を適用する。

3 前項の規定は、この法律の施行前に確定した裁判の執行につき從前の例によることを妨げるものではない。

〔北條鶴八君登壇、拍手〕

○北條鶴八君 ただいま議題となりました刑法の一部を改正する法律案について、法務委員会における審議の経過と結果を報告いたします。

本法律案の要旨は、第一に、悪質重大な自動車交通事犯の統出にかんがみ、業務上過失致死傷等に關する第二百十一条の法定刑に、五年以下の懲役刑を加え、かつ、その禁錮刑の長期を五年に引き上げること。

第二に、刑事裁判の迅速、円滑な運営をはかるため、第四十五条後段の規定によつて併合罪とな

る罪の範囲を、禁錮以上の刑に處する確定裁判があつた罪と、その裁判の確定前に犯された罪に限ること等であります。

委員会においては、刑罰の強化で交通事故を防

止できるか、また、悪質重大な自動車交通事犯に對処するには、むしろ道路交通法の改正、または単独立法によるべきではないかなど、種々熱心な意見が行なわれ、さらに、六名の参考人から意見を聴取し、また、交通事犯禁錮受刑者を収容しております習志野刑務支所を視察するなど、慎重審議をいたしました。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、秋山委員は日本社会党を代表して原案に反対、梶原委員は自由民主党を代表して原案に賛成、また、山田委員は公明党を代表して附帯決議を付し原案に賛成の趣旨の意見を、それぞれ述べられました。

次いで採決の結果、多數をもつて本法律案は

原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、委員会は、第二百十一条の改正規定の運用、交通安全対策等に関する附帯決議を全会一致をもって行ないました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(黒川三郎) 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。秋山長造君。

〔秋山長造君登壇、拍手〕

○秋山長造君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となつております刑法の一部を改正する法律案に対し、反対の意思を表明するものでございます。

まず最初に断わつておきますが、世間の一部には非常な誤解があるようあります。今日、交通事故といわれるようなこの交通事故の洪水の中でも、悪質運転者を厳罰にするのはあたりまえではないか、これに反対する社会党はけしからぬといふような説がそれあります。もちろん、これはとんでもない誤解か、しかばん曲解であります。

す。無免許で、しかも酒に酔つて暴走をして人をひき殺したり傷つけたりするような悪質違反は、これは單なる過失ではございません。むしろ一般的な傷害や殺人と同様に、故意犯として厳罰に処すべきは当然であります。現にそうした判例も相手であるのであります。ところが、故意犯でやるとなると、その故意であることの立証を検察官がしなければならないわけであります。そのため立証がなかなかむずかしい、手数がかかるのであります。

そこで、法務省は安易な道を選んで、これを刑法二百十一条の業務上過失でやろうというのであります。いままで「三年以下の禁錮」となつていたのを、「五年以下の懲役又は禁錮」に引き上げようといふのであります。刑法が憲法に準ずる国的基本法典でありますがゆえに、私どもはこのような便宜主義の改正に反対してきたのであります。

元来、この二百十一条の業務上過失罪の適用範囲是非常に広いのであります。自動車はもちろん、鉄道、船舶、航空機などの各種輸送機関の運転者、操縦者はもちろんですが、それからさらには医師、薬剤師、看護婦、助産婦、さらに鉱山、工場で働く労働者、学校の先生、飲食店、旅館等で働く調理士、それから理髪師、美容師、あんま、はり、きゅう、マッサージ師、食料品の生産、販売者等々にまで及ぶのであります。したがつて、今回の改正のねらいがもっぱら悪質、重大な交通事故犯だけであるといつしましても、それ

をこの二百十一条の業務上過失の刑の引き上げでやろうとする限り、右にあげましたような広範囲

の人たちの業務上過失についても、全般的に量刑

だから、われわれは、これを刑法二百十一条と

いふばく然とした一般的な規定の改正でやるよりも、むしろ道路交通法の罰則強化によるなり、あるいはそのものばかり、無免許、酔っぱらい、ひき逃げ運転による殺傷事件、いわゆる交通三悪の

みを対象とした単独立法でやるべきではないか、

そのほうが実情に即しておるのでないか、こう考えるのであります。そのほうがよほど刑罰の対象がはつきりして、乱用の危険も少ないのであります。

一、ああ、今度は無免許や酒飲み運転などで事故を起こしたらいいへんだ、こう関係者にびんと響くと思うのであります。かたがた交通事故に対する警告と予防の効果も大いに期待できると思うのであります。どうもこれを刑法二百十一条の改正でやるには、理論的にも、実際的にも無理があると思うのであります。この種の刑罰法規の常として、乱用の危険性といつものは確かに否定できません。

でやるには、理論的にも、実際的にも無理があると思うのであります。この種の刑罰法規の常として、乱用の危険性といつものは確かに否定できません。

強化とくるのが無理からぬ人間感情だと思いますけれども、しかし、今日カラスの鳴かぬ日はあつても、悲惨な交通事故の新聞に出ない日はない

い、このおそれべき事態の根本原因は一体なんでしょうか。政府はもちろん、お互い政治家としても大いに考え方を直さなければなりません。

第一、政府に基本的な交通政策というものがな

いのであります。政府の安全対策はかけ声ばかりで、中身がないのであります。道路の改良、安全

施設の整備、交通教育の徹底等いずれも遅々として進まない実情であります。交通安全基本法一つをとつてみても、すでに三十九年三月に、交通基

本問題調査会が答申を出しておりますのに、四年以上もたつた今日、いまだに日の目を見ない状態

であります。また、肝心の交通企業が營利第一主義で、利潤ばかりを追求して、安全輸送という社会的責任をしてんで顧みないのであります。料金値

上げの当座だけは大いに安全施設に力を入れるよ

うな約束をするけれども、いまだかつてこれが実

行されたためしがないことは御承知のとおりであ

らも、今回の刑法改正に強い疑問と抵抗を禁じ得ないゆえんであります。

以上をもちまして反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の發

言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

以上をもちまして反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

さらに、国営と公営と民営たるとを問わば、労働基準法その他の法令関係をちゃんと守つております。

交通労働者は、合理化、人減らし、過密

ダイヤ、過重労働、ノルマ制賃金等のもとで生

活不安にさらされ、心身ともに疲れきった状態で

働いておるのであります。大事故寸前の条件がち

またには満ち満ちておるのであります。

政府が真剣に事故防止を考えるなら、何よりも

まず、これらの根本原因を取り除くことにこそ全

力を傾けるべきではありませんか。しかる上で、どうしても必要ならば、その時点であらためて

現行刑罰の再検討を行なうのがものごとの順序であり、政治の筋道ではないでしょうか。それをおろそかにして、いきなり刑罰の引き上げに走るの

いと思います。私どもが、一面において、悪質交

通罪犯に対し厳罰の必要性はこれを十分認めなが

らも、今回の刑法改正に強い疑問と抵抗を禁じ得ないゆえんであります。

以上をもちまして反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて討論の通告者の發

言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

以上をもちまして反対討論を終わります。

(拍手)

○議長(重宗雄三君) これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

さらに、国営と公営と民営たるとを問わば、労

働基準法その他の法令関係をちゃんと守つております。

交通労働者は、合理化、人減らし、過密

ダイヤ、過重労働、ノルマ制賃金等のもとで生

活不安にさらされ、心身ともに疲れきった状態で

働いておるのであります。大事故寸前の条件がち

またには満ち満ちておるのであります。

政府が真剣に事故防止を考えるなら、何よりも

まず、これらの根本原因を取り除くことにこそ全

力を傾けるべきではありませんか。しかる上で、

どうしても必要ならば、その時点であらためて

○議長(重宗雄三君) この際日程を追加して、

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉

琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方

問題等に関する特別委員長伊藤五郎君。

(目的)

琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

措置法案

第一条 この法律は、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。以下この条において同じ。)が復帰するまでの間における沖縄に対する経済援助の一環として、國が琉球政府に長期資金を貸し付けることにより、同地域における産業の振興開発及びその住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(資金運用部資金等の貸付け)

第一條 資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条第一項の資金運用部資金をいう。次条において同じ。)及び簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金(次条において「積立金」という。)は、琉球政府が、次に掲げる資金を、政令で定める琉球政府の特別会計

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 石井光次郎

○議長(重宗雄三君) これより採決をいたします。

昭和四十三年五月七日

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

官報号外

又は琉球政府の立法により設立された法人のうち琉球政府が出資している政令で定めるものに貸し付けるときは、それぞれ、同法第七条第一項又は簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の規定にかかわらず、当該貸付けに適用することができる。

財源に充てるため、琉球政府に対する貸付けに適用することができる。

農林漁業の振興に必要な資金
鉱工業の振興開発に必要な資金

中小企業の振興に必要な資金
運輸通信施設の整備に必要な資金

前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発に必要な資金で政令で定めるもの

(損失の処理)

第三条 前条の規定による資金運用部資金又は積立金の運用により資金運用部資金又は積立金に損失が生じたときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において一般会計から資金運用部資金又は積立金に繰り入れて、当該損失をうめるものとする。

又は琉球政府の立法により設立された法人のうち琉球政府が出資している政令で定めるものに貸し付けるときは、それぞれ、同法第七条第一項又は簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の規定にかかわらず、当該貸付けに適用することができる。

農林漁業の振興に必要な資金
鉱工業の振興開発に必要な資金

中小企業の振興に必要な資金
運輸通信施設の整備に必要な資金

前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発に必要な資金で政令で定めるもの

(損失の処理)

第三条 前条の規定による資金運用部資金又は積立金の運用により資金運用部資金又は積立金に損失が生じたときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において一般会計から資金運用部資金又は積立金に繰り入れて、当該損失をうめるものとする。

この法律は、昭和四十三年七月一日から施行する。

附 則

民主党政、日本社会党、公明党、民主党の四派共同提案として、沖縄経済の自立と発展のための長期経済計画のすみやかな樹立、融資条件についての特別な配慮等を趣旨とする附帯決議案が提出され、委員会の決議とともに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○伊藤五郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、沖縄及び北方問題等に關する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、沖縄に対する財政援助の一環として、琉球政府が行なう産業の振興開発等のための長期資金等の財政資金を、琉球政府に対して貸し付け資金の貸し付けの財源に充てるため、資金運用部資金等の財政資金を、琉球政府に対して貸し付けられることができる措置を講じようとするものであります。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君

副議長 河野 謙三君

議員

原田 立君 山高しげり君

黒柳 明君 矢追 秀彦君

瓜生 清君 市川 房枝君

片山 武夫君 八田 一朗君

西村 尚治君 内藤聟二郎君

田代富士男君 北條 勲八君

櫻井 志郎君 多田 省吾君

宮崎 正義君 小平 芳平君

金丸 富夫君 井川 伊平君

青田源太郎君 山田 徹一君

赤間 文三君 小林 武治君

木内 四郎君 北條 浩君

辻 武寿君 和泉 覚君

紅露 みづ君 小柳 牧衛君

飼木 亨弘君 松平 勇雄君

菅野 優作君 川野 三晴君

平泉 渉君 船田 謙君

五八七

宮崎 正雄君	柳田 桃太郎君	田村 賢作君	楠 正俊君	近藤 信一君	新谷寅三郎君	國務大臣	内閣總理大臣	佐藤 等作君
山内 一郎君	山本茂一郎君	内田 芳郎君	玉置 和郎君	北畠 敦真君	鹿島 俊雄君	小酒井義男君	松永 忠二君	法務大臣 赤岡 文三君
任田 新治君	土屋 義彦君	迫水 久常君	田中 茂穂君	大和 与一君	大藏大臣 水田三喜男君	須藤 五郎君	大蔵大臣 水田三喜男君	厚生大臣 國田 直君
高橋雄之助君	大森 久司君	梶原 茂嘉君	平島 敏夫君	春日 正一君	通商產業大臣 植竹 春彦君	鈴木 力君	運輸大臣 寺尾 豊君	佐藤 等作君
中村喜四郎君	藤田 正明君	青柳 秀夫君	大谷 鑑雄君	中村 波男君	勞働大臣 小川 平二君	田中 龍夫君	國務大臣 内閣總理大臣	赤岡 文三君
山本 杉君	温水 三郎君	横山 フク君	安井 謙君	川村 清一君	小川 平二君	鍋島 直紹君	通商產業大臣	佐藤 等作君
木村 陸男君	村上 春藏君	増原 恵吉君	郡 祐一君	瀬谷 英行君	大藏大臣 大和 与一君	中曾根康弘君	厚生大臣	赤岡 文三君
津島 文治君	中野 文門君	石原幹市郎君	鈴木 市藏君	鶴園 哲夫君	國務大臣	椎名悅三郎君	法務大臣	水田三喜男君
竹中 恒夫君	沢田 一精君	達田 龍彥君	前川 旦君	野上 元君	勞働大臣	近藤 信一君	大蔵大臣	赤岡 文三君
西郷吉之助君	三木與吉郎君	前川 旦君	山本伊三郎君	千葉千代世君	國務大臣	中曾根康弘君	國務大臣	水田三喜男君
森 八三一君	八木 一郎君	竹田 規照君	相澤 重明君	大森 創造君	勞働大臣	椎名悅三郎君	國務大臣	赤岡 文三君
堀本 宜寔君	德永 正利君	木村美智男君	森 元治郎君	鶴園 哲夫君	國務大臣	近藤 信一君	大蔵大臣	水田三喜男君
廣瀬 久忠君	吉武 恵市君	小野 明君	武内 五郎君	野上 元君	勞働大臣	中曾根康弘君	國務大臣	赤岡 文三君
高橋 衛君	重政 膽德君	岡本 悟君	森 元治郎君	大森 創造君	國務大臣	椎名悅三郎君	國務大臣	水田三喜男君
小山邦太郎君	鹿島守之助君	村田 秀三君	鈴木 竹松君	鶴園 哲夫君	國務大臣	近藤 信一君	大蔵大臣	赤岡 文三君
青木 一勇君	二木 謙吾君	木村 美智男君	阿部 竹松君	野上 元君	勞働大臣	中曾根康弘君	國務大臣	水田三喜男君
熊谷太三郎君	森部 隆輔君	沢田 政治君	鈴木 壽君	大河原 一次君	通商產業省鑑山	通商產業省鑑山	國務大臣	赤岡 文三君
山下 春江君	佐藤 隆君	植木 光教君	森 元治郎君	伊藤 顯道君	農林政務次官	安倍晋太郎君	國務大臣	水田三喜男君
佐藤 一郎君	近藤英一郎君	和田 鶴一君	永岡 光治君	大河原 一次君	保安局長	西家 正起君	國務大臣	赤岡 文三君
大河原一次君	林田 正治君	鶴浦 鹿藏君	中村 英男君	伊藤 五郎君	農林政務次官	安倍晋太郎君	國務大臣	水田三喜男君
伊藤 顯道君	光村 茂助君	秋山 長造君	藤田 進君	佐多 忠隆君	通商產業省鑑山	西家 正起君	國務大臣	赤岡 文三君
木村喜八郎君	松澤 兼人君	龟田 得治君	岡 三郎君	佐多 忠隆君	農林政務次官	安倍晋太郎君	國務大臣	水田三喜男君
加藤シヅエ君	松澤 兼人君	羽生 三七君	久保 等君	佐多 忠隆君	通商產業省鑑山	西家 正起君	國務大臣	赤岡 文三君
		佐多 忠隆君	等君					

昭和四十三年五月十五日

參議院會議錄第二十一號

			第十六号(その一)中正誤
		ベシ 段 行 誤 正	
	四〇 三 から 政策		
	四〇 四 二 二 議会 誤 正		
	四一 二 二 所信 論議		
	タ 三 六 ところか 所信を ところが		
			第十七号中正誤
		ベシ 段 行 誤 正	
	四九 三 四 アメリカ 誤 正		
	五三 三 七 こうよう アメリカ このよう		
			第十八号中正誤
		ベシ 段 行 誤 正	
	五九 三 四 アメリカ 誤 正		
	タ 四 から あります。 あります		
			第十九号中正誤

第三種
明治二十五年三月三十日
便物誌可付

一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
発行所
大藏省印刷
電話 東京 五六二一四四二一(大代)